

飼料用輸入麦加工工場指定要領

(平成13年3月31日付け12生畜第1866号食糧庁長官、農林水産省生産局長通知)

(最終改正：平成23年8月31日付け23生産第4304号農林水産省生産局長通知)

第1 趣旨

「輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年7月1日付け21総食第102号農林水産省総合食料局長通知。以下「SBS要領」という。）に基づき売り渡される飼料用輸入麦を加工する工場（以下「加工工場」という。）の指定については、この要領の定めるところにより行うものとする。

第2 指定の方針

農林水産省生産局長（以下「局長」という。）は、SBS要領に基づき売り渡された飼料用輸入麦（以下「売渡麦」という。）が、飼料の需給に適切に対応するため、また、配合飼料用（関税定率法施行規則（昭和44年大蔵省令第16号）第2条第1号の条件を備えた配合飼料の原料用に使用されるものをいう。以下同じ。）又は単体飼料用（他の飼料と配合されることなく家畜の飼料として実需者に販売されるものをいう。以下同じ。）以外の用途に転用されることを防止するため、飼料の需給事情、工場の立地条件等を勘案の上、加工工場の指定を行うものとする。

なお、当該指定は、単体飼料用輸入小麦、配合飼料用輸入小麦、単体飼料用輸入大麦及び配合飼料用輸入大麦の別（以下「種類用途別」という。）に行うものとする。

第3 指定を受けることができる工場の要件

加工工場として指定を受けることができる工場は、種類用途別に、それぞれ次に掲げる要件を満たすものとする。ただし、局長が別に定めるところにより政府から食糧用麦の売渡しを受ける資格を有する者が指定を受けようとする場合にあっては、飼料用輸入麦の原料搬入口から加工品又は製品の搬出口に至るまでの製造過程のすべてにおいて、食糧用麦を加工するラインと指定工場として指定された場合に政府から売り渡される飼料用輸入麦を加工するラインが、完全に分離していることについて、必要に応じて工場所在地を管轄する地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）（以下「地方農政局長等」という。）の確認を受けるものとする。

1 配合飼料用輸入小麦加工工場及び配合飼料用輸入大麦加工工場

関税定率法（明治43年法律第54号）第13条第1項の規定により税関長の承認を受けた配合飼料製造承認工場であること。

2 単体飼料用輸入小麦加工工場

次の(1)又は(2)のうちいずれかに該当すること。ただし、ばん砕加工方法による変形加工を行う工場にあっては、1の規定により配合飼料用輸入小麦加工工場の指定を受け、単体飼料用輸入小麦の月間使用数量が800トン以下であり、かつ、配合

飼料用輸入小麦を原料とした配合飼料の製造実績を3年以上有する工場であること。

(1) 関税定率法第13条第1項の規定により税関長の承認を受けた単体飼料製造承認工場であること。

(2) 1の規定により配合飼料用輸入小麦加工工場の指定を受けている工場であること。

3 単体飼料用輸入大麦加工工場

次の(1)又は(2)のうちいずれかに該当すること。

(1) 20馬力以上の穀類の粉碎若しくはばん砕機械（単一の機械では20馬力に満たないが、2以上の機械に係る馬力数の合計が20馬力以上である場合を含む。）又はロール直径にロールの長さを乗じた数値が1,900平方センチメートル以上の穀類の圧ぺん機（単一の機械では当該数値が規定の平方センチメートルに満たないが、2以上の機械に係る当該数値の合計が1,900平方センチメートル以上である場合を含む。）のいずれかの設備を有するものであって、次の①又は②のいずれかに該当すること。

① 売渡要領等に規定する買受申込資格者又はその構成員の所有する工場であること。

② 特に飼料の需給上、当該工場での加工が必要と認められること。

(2) 1の規定により配合飼料用輸入大麦加工工場の指定を受けている工場であること。

第4 指定の申請

第3に定める要件に適合する工場を経営する者が当該工場につき加工工場の指定を受けようとするときは、局長に対し、地方農政局長等を経由して、別紙様式1-1から1-5までにより飼料用輸入麦加工工場指定申請書（以下「指定申請書」という。）を種類用途別に提出するものとする。

この場合において、第3の2のただし書に該当する工場にあっては、売渡要領等に基づき政府から買い受けた飼料用輸入麦を原料とする飼料の畜産経営者別の年間販売予定数量を、第3の3の(1)の②に該当する工場にあっては、売渡要領等に基づき政府から飼料用輸入麦を買い受ける者（以下「買受人」という。）が売渡要領等に定める変形加工を委託する旨を証明する書類を添えて提出するものとする。

第5 工場の指定

局長は、指定申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、第2に定める指定の方針に従い、加工工場の指定を行うとともに、その旨を関係者に通知するものとする。

第6 指定申請書の記載事項の変更

加工工場の指定を受けた者は、指定申請書の記載事項を変更したときは、速やかに、地方農政局長等を経由して局長に変更届を提出するものとする。

第7 報告及び帳簿の整備等

- 1 加工工場の指定を受けた者は、SBS要領に定める証明を完了したときは、速やかに、SBS要領に基づく特別売買契約の別（以下「契約種別」という。）ごとに、別紙様式2-1から2-5までの飼料用輸入麦加工完了報告書を地方農政局長等に提出するものとする。
- 2 加工工場の指定を受けた者は、原料及び製品の受払い並びに加工状況を明確にするため、種類用途別及び契約種別に、別紙様式3の飼料用原料麦受払台帳並びに別紙様式4-1から4-3までの加工及び加工品（製品）受払台帳を、特別売買契約ごとの保管を要しない単体飼料用麦については別紙様式5の飼料用原料麦保管台帳を整備するとともに、これらの台帳作成に当たっての基礎となる入庫・出庫伝票、納品書、受領書等を加工後2年間保存するものとする。
ただし、配合飼料用輸入小麦加工工場又は配合飼料用輸入大麦加工工場において、配合飼料を製造する場合であって、地方農政局長等がこれらの台帳に代わる帳簿類を備えていると認めた場合にあってはこの限りでない。
- 3 加工工場の指定を受けた者は、農林水産省の職員が当該工場に立ち入って諸帳簿等の調査を行う場合は、これに協力するものとする。

第8 指定の取消し等

- 1 局長は、加工工場の指定を受けた者が次に掲げる事項のいずれかの場合に該当するときは、当該加工工場の指定を取り消し、又は期間を定めて加工の停止を命ずることができる。
 - (1) 飼料需給安定法（昭和27年法律第356号）に基づき売渡しを受けた輸入飼料の売渡条件に違反して違約金を徴収された場合
 - (2) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）の規定に違反して、処罰又は行政庁の処分を受けた場合
 - (3) 加工工場の指定を受けた者が麦の流通に関する法令^{*1}の規定により罰金以上の刑に処せられた場合（役員が罰金以上の刑に処せられた者を含む。）
 - (4) 買受人が売渡麦の加工の委託に際し、SBS要領の売渡条件を履行するために付した委託条件に違反した場合
 - (5) 第6の届出、第7の1の報告書の提出若しくは第7の2の台帳の整備を怠った場合、又は第7の3の協力を行わない場合
 - (6) 資産内容が確実でなくなった場合
 - (7) SBS要領又はこの要領に定められた事項を遵守しないと認められる場合
- ※1 麦の流通に関する法令とは、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、不正競争防止法（平成5年法律第47号）、農産物検査法（昭和26年法律第144号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）

及び刑法（明治40年法律第45号）をいう。

2 地方農政局長等は、加工工場が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、速やかに局長に報告するものとし、局長は、当該報告に基づき、当該加工工場の指定の取り消しを行うことができる。

(1) 第3に規定する要件の全部又は一部に適合しなくなったこと。

(2) 当該加工工場において売渡麦の加工を行うことができなくなったこと。

(3) 単体大麦加工工場にあっては、毎年4月1日から翌年3月31日までの間の単体飼料用輸入大麦の加工数量の合計が200トンに満たなかったこと。

第9 事業の廃止等

1 加工工場の指定を受けた者は、当該指定を受けた加工工場における売渡麦の加工の事業を廃止しようとするときは、局長にその旨を届け出るものとする。

2 1による届出があった場合は、売渡麦の加工の事業を廃止したときにおいて、当該届出に係る加工工場の指定は、その効力を失うものとする。

第10 その他

1 従前の「飼料用外国産小麦加工工場指定要領」（昭和41年5月28日付け41畜B第2125号農林事務次官依命通知）、「単体飼料用外国産大麦加工工場指定要領」（昭和42年6月24日付け42畜B第1707号農林事務次官依命通知）、「配合飼料用外国産大麦加工工場指定要領」（昭和42年6月24日付け42畜B第1707号農林事務次官依命通知）により加工工場としての指定を受けている工場については、当該指定を受けている種類用途別に、この要領の第5の規定により指定されたものとみなす。

2 この要領に定めるもののほか、加工工場の指定に関し必要な事項は、局長が別に定めるものとする。

附 則

1 本通知は、平成23年9月1日から施行する。

2 この施行の前に、「飼料用輸入麦加工工場指定要領」（平成13年3月31日付け12生畜第1866号食糧庁長官、農林水産省生産局長通知）により加工工場として指定された者は、本要領により加工工場として指定されたものとみなす。

別紙様式 1 - 1 (単体飼料用輸入小麦加工工場の指定を申請する場合)

単体飼料用輸入小麦加工工場指定申請書

平成 年 月 日

生産局長 殿

住所及び名称

代表者氏名

飼料用輸入小麦加工工場指定要領第4の規定に基づき、下記により単体飼料用輸入小麦を加工する工場として指定されたく申請します。

記

- 1 工場所在地
- 2 工場名
- 3 工場責任者氏名
- 4 所属団体名
- 5 他の種類の飼料用輸入小麦加工工場の指定及び指定年月日
- 6 単体・配合飼料承認工場の種別 第 種承認工場
- 7 加工機械設備状況

| | 名称 | 形式 | ロール直径×ロールの長さ | 台数 |
|------|----|----|--------------|----|
| 圧ぺん機 | | | | |

- 8 ばら出荷設備
 - ばら出荷専用製品タンク 収容力(トン) × 本数 = トン
 - ばら出荷自動計量器 名称 型式 精度 秤量

- 9 倉庫等

| | 棟数 | 建築面積(延べ平方メートル) | 収容力(トン) |
|----|----|----------------|---------|
| 原料 | | | |
| 製品 | | | |

- 10 工場立地条件

最寄輸入港 港 距離

(注) 1 税関長の製造工場承認書の写しを添付すること。
 2 7の加工機械設備状況については、加工機械の種類(圧ぺん機等)を明記するとともに、工場配置図(平面図)を添付すること。

別紙様式 1 - 2 (単体飼料用輸入小麦加工工場のうち、単体小麦ふすま混合飼料製造工場の指定を申請する場合)

単体飼料用輸入小麦加工工場指定申請書
(単体小麦ふすま混合飼料)

平成 年 月 日

生産局長 殿

住所及び名称
代表者氏名

飼料用輸入小麦加工工場指定要領第 4 の規定に基づき、下記により単体飼料用輸入小麦を加工する工場として指定されたく申請します。

記

- 1 工場所在地
- 2 工場名
- 3 工場責任者氏名
- 4 所属団体名
- 5 他の種類の飼料用輸入小麦加工工場の指定及び指定年月日
- 6 配合飼料承認工場の種別 第 種承認工場
- 7 加工機械設備状況

| | 名称 | 形式 | 馬力数 | 台数 |
|------|----|----|-----|----|
| ばん砕機 | | | | |
| | 名称 | 形式 | 能力 | 台数 |
| 混合機 | | | | |

- 8 ばら出荷設備
ばら出荷専用製品タンク 収容力 (トン) × 本数 = トン
ばら出荷自動計量器 名称 型式 精度 秤量
- 9 倉庫等

| | 棟数 | 建築面積 (延べ平方メートル) | 収容力 (トン) |
|----|----|-----------------|----------|
| 原料 | | | |
| 製品 | | | |

- 10 工場立地条件
最寄輸入港 港 距離
- 11 単体飼料用輸入小麦月間使用数量 トン

- (注) 1 税関長の製造工場承認書の写しを添付すること。
2 7の加工機械設備状況については、加工機械の種類(圧ぺん機、混合機の別)を明記するとともに、計量器の位置、原料及び製品の保管場所等一連の製造工程示した工場配置図(平面図)を添付すること。
3 配合飼料の過去3年の用途別製造実績を添付すること。
4 単体小麦ふすま混合飼料の適切な証明が可能であると証明実施機関が確認した試験結果及び証明書類の写しを添付すること。

別紙様式 1 - 3 (配合飼料用輸入小麦加工工場の指定を申請する場合)

配合飼料用輸入小麦加工工場指定申請書

平成 年 月 日

生産局長 殿

住所及び名称

代表者氏名

飼料用輸入小麦加工工場指定要領第 4 の規定に基づき、下記により配合飼料用輸入小麦を加工する工場として指定されたく申請します。

記

- 1 工場所在地
- 2 工場名
- 3 工場責任者氏名
- 4 所属団体名
- 5 配合飼料承認工場の種別 第 種承認工場
- 6 他の種類の飼料用輸入小麦加工工場の指定及び指定年月日
- 7 加工機械設備状況

| | | | |
|----|----|-----|----|
| 名称 | 形式 | 馬力数 | 台数 |
|----|----|-----|----|

- 8 倉庫

| | 棟数 | 建築面積 (延べ平方メートル) | 収容力 (トン) |
|----|----|-----------------|----------|
| 原料 | | | |
| 製品 | | | |

- 9 工場立地条件

| | | |
|-------|---|----|
| 最寄輸入港 | 港 | 距離 |
|-------|---|----|

- (注) 1 税関長の配合飼料承認工場承認書の写しを添付すること。
- 2 7 の加工機械設備状況については、加工機械の種類 (圧ぺん機、ぼん砕機又はひき割り機の別) を明記するとともに、工場配置図 (平面図) を添付すること。

別紙様式 1 - 4 (単体飼料用輸入大麦加工工場の指定を申請する場合)

単体飼料用輸入大麦加工工場指定申請書

平成 年 月 日

生産局長 殿

住所及び名称

代表者氏名

飼料用輸入麦加工工場指定要領第 4 の規定に基づき、下記により単体飼料用輸入大麦を加工する工場として指定されたく申請します。

記

- 1 工場所在地
- 2 工場名
- 3 工場責任者氏名
- 4 所属団体名
- 5 他の種類の飼料用輸入麦加工工場の指定及び指定年月日
- 6 加工機械設備状況

| | 名称 | 形式 | 馬力数 | 台数 |
|------|----|----|--------------|----|
| ばん砕機 | | | | |
| | 名称 | 形式 | ロール直径×ロールの長さ | 台数 |
| 圧ぺん機 | | | | |

- 7 ばら出荷設備
 - ばら出荷専用製品タンク 収容力 (トン) × 本数 = トン
 - ばら出荷自動計量器 名称 型式 精度 秤量

- 8 倉庫等

| | 棟数 | 建築面積 (延べ平方メートル) | 収容力 (トン) |
|----|----|-----------------|----------|
| 原料 | | | |
| 製品 | | | |

- 9 工場立地条件

最寄輸入港 港 距離

- (注) 1 6 の加工機械設備状況については、加工機械の種類 (圧ぺん機、ばん砕機又はひき割り機の別) を明記するとともに、工場配置図 (平面図) を添付すること。
- 2 飼料用輸入麦加工工場指定要領第 3 の 3 の (1) の ② に該当するものにあつては、指定された場合に買受人が加工を委託する旨を証明する書類 (1 か月間の加工委託予定数量を記載すること。)

別紙様式 1 - 5 (配合飼料用輸入大麦加工工場の指定を申請する場合)

配合飼料用輸入大麦加工工場指定申請書

平成 年 月 日

生産局長 殿

住所及び名称

代表者氏名

飼料用輸入麦加工工場指定要領第4の規定に基づき、下記により配合飼料用輸入大麦を加工する工場として指定されたく申請します。

記

- 1 工場所在地
- 2 工場名
- 3 工場責任者氏名
- 4 所属団体名
- 5 配合飼料承認工場の種別 第 種承認工場
- 6 他の種類の飼料用輸入麦加工工場の指定及び指定年月日
- 7 加工機械設備状況

| | | | |
|----|----|-----|----|
| 名称 | 形式 | 馬力数 | 台数 |
|----|----|-----|----|

- 8 倉庫

| | 棟数 | 建築面積 (延べ平方メートル) | 収容力 (トン) |
|----|----|-----------------|----------|
| 原料 | | | |
| 製品 | | | |

- 9 工場立地条件

| | | |
|-------|---|----|
| 最寄輸入港 | 港 | 距離 |
|-------|---|----|

- (注) 1 税関長の配合飼料承認工場承認書の写しを添付すること。
 2 7の加工機械設備状況については、加工機械の種類 (圧ぺん機、ぼん碎機又はひき割り機の別) を明記するとともに、工場配置図 (平面図) を添付すること。

別紙様式 2 - 1 (単体飼料用小麦)

飼料用輸入小麦加工完了報告書 (単体飼料用)

平成 年 月 日

地方農政局長 殿

買受人 (委託の場合は加工工場) の所在地、名称
工場責任者の氏名 ㊟

飼料用輸入小麦の加工を完了したので、次のとおり報告します。

荷渡指図書交付年月日 年 月 日

| 平成○年○月 ○日第○回分 (契約番号) | 委託者 名称 | 引渡 (委託) 数量 | 加工 数量 A | 加工完了 年月日 | 証明完了 年月日 | 加工生産数量 | | 欠減 | | 備考 |
|----------------------------|-----------|------------------|---------------|-------------|-------------|--------------|-------------|---------------------|--|----|
| | | | | | | 加熱圧ぺん加工 B | 数量 C=A-B | 割合 $\frac{C}{A}$ | | |
| | | kg | kg | | | kg | kg | % | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

(注) 「委託者名称」欄は、買受人自らが加工する場合は「自家加工」と記入する。

別紙様式 2 - 2 (単体飼料用小麦のうち、単体小麦ふすま混合飼料)

飼料用輸入小麦加工完了報告書 (単体小麦ふすま混合飼料)

平成 年 月 日

地方農政局長 殿

買受人 (委託の場合は加工工場) の所在地、名称
工場責任者の氏名 ㊟

飼料用輸入小麦の加工及び単体小麦ふすま混合飼料の製造を完了したので、次のとおり報告します。

荷渡指図書交付年月日 年 月 日

| 平成〇年〇月〇日 第〇回分 (契約番号) | 委託者 名称 | 引渡 (委託) 数量 | 加工 数量 | 加工 完了 年月日 | 加工 (ばん砕) 数量 | 一般 ふすま 使用数量 | 混合割合 (加工品：一般ふすま) | 製品 数量 | 増欠減 | | 証明 完了 年月日 | 備考 |
|----------------------------|-----------|------------------|----------|-----------------|-------------------|-------------------|---------------------|----------|-----|----|-----------------|----|
| | | | | | | | | | 数量 | 割合 | | |
| | | kg | kg | | kg | kg | (:) | kg | kg | % | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |

- (注) 1 「委託者名称」欄は、買受人自らが加工する場合は「自家加工」と記入する。
2 混合割合があらかじめ届出している割合と異なる場合又は欠減数量が通常の単体飼料製造の際に発生する増欠減数量 (割合) と異なる場合は、備考欄にその理由を記入すること。

別紙様式 2 - 3 (配合飼料用小麦)

飼料用輸入小麦加工完了報告書 (配合飼料用)

平成 年 月 日

地方農政局長 殿

買受人 (委託の場合は加工工場) の所在地、名称
工場責任者の氏名 ㊤

飼料用輸入小麦の加工 及び配合飼料の原料用としての使用を完了したので、次のとおり報告します。

荷渡指図書交付年月日 年 月 日

| 平成〇年〇月〇日 第〇回分 (契約番号) | 委託者 名称 | 買受 (委託) 数量 | 加工 数量 A | 使用 完了 年月日 | 証明 完了 年月日 | 配合飼料生産 | | | 欠減 | | 備考 |
|----------------------------|-----------|------------------|---------------|-----------------|-----------------|---------|------------------|---------------------|-----------------|---------------------|----|
| | | | | | | 数量 B | 小麦の配合 割合 C | 小麦使用数量 D = B × C | 数量 E = A - D | 割合 $\frac{E}{A}$ | |
| | | kg | kg | | | kg | % | kg | kg | % | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |

- (注) 1 「委託者名称」欄は、買受人自らが加工する場合は「自家加工」と記入する。
 2 「配合飼料生産」欄は、小麦の配合割合別に記入する。
 3 変形加工品を他の指定工場へ転送した場合は、備考欄に転送年月日、転送先工場名及び転送数量を記入する。
 4 変形加工品を他の指定工場から受け入れ配合飼料を生産した場合は、小麦の加工数量欄に受入数量を記入の上、備考欄に変形加工品の加工工場名及び受入年月日を記入する。

別紙様式 2 - 4 (単体飼料用大麦)

単体飼料用輸入大麦加工完了報告書

平成 年 月 日

地方農政局長 殿

買受人(委託の場合は加工工場)の所在地、名称
工場責任者の氏名 ㊟

※単体飼料用輸入大麦の加工を完了したので、次のとおり報告します。

荷渡指図書交付年月日 年 月 日

| 平成○年○月○日 第○回分 (契約番号) | 委託者 名称 | 買受 (委託) 数量 | 加工 数量 A | 加工 完了 年月日 | 証明 完了 年月日 | 加工生産数量 B | | | | | 欠減 | | 備考 |
|----------------------------|-----------|------------------|---------------|-----------------|-----------------|----------|-----|-----|----|----|-------------|---------------------|----|
| | | | | | | ばん砕 | ひき割 | 圧ぺん | 外皮 | 計 | 数量 C=A-B | 割合 $\frac{C}{A}$ | |
| | | kg | kg | | | kg | kg | kg | kg | kg | kg | % | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |

(注)「委託者の名称」欄は、買受人が自ら加工する場合は「自家加工」と記入する。

別紙様式 2 - 5 (配合飼料用大麦)

配合飼料用輸入大麦加工完了報告書

平成 年 月 日

地方農政局長 殿

買受人(委託の場合は加工工場)の所在地、名称
工場責任者の氏名 ㊤

配合飼料用輸入大麦の加工及び配合飼料の原料用としての使用を完了したので、次のとおり報告します。

荷渡指図書交付年月日 年 月 日

| 平成○年○月○日 第○回分 (契約番号) | 委託者 名称 | 買受 (委託) 数量 g | 加工 数量 A g | 使用 完了 年月日 | 証明 完了 年月日 | 配合飼料生産 | | | 欠減 | | 備考 |
|----------------------------|-----------|-----------------------|--------------------|-----------------|-----------------|---------------|-----------------------|-----------------------|-------------------|--------------------------|----|
| | | | | | | 数量 B kg | 大麦の配合 割合 C % | 大麦使用数量 D=B×C kg | 数量 E=A-D kg | 割合 $\frac{E}{A}$ % | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |

- (注) 1 「委託者名称」欄は、買受人自らが加工する場合は「自家加工」と記入する。
 2 「配合飼料生産」欄は、大麦の配合割合別に記入する。
 3 変形加工品を他の指定工場へ転送した場合は、備考欄に転送年月日、転送先工場名及び転送数量を記入する。
 4 変形加工品を他の指定工場から受け入れ配合飼料を生産した場合は、大麦の加工数量欄に受入数量を記入の上、備考欄に変形加工品の加工工場名及び受入年月日を記入する。

別紙様式 3

飼料用輸入表受払台帳

| 年 月 日 | 買受（受託）数量 A | | 工場在庫数量 B | | 加工数量 C | | 在 庫 数 量 | | | | 備 考 |
|-------|---------------|-----|-------------|-----|-----------|-----|------------------------|-----|--------------------------|-----|-----|
| | 袋 数 | 数 量 | 袋 数 | 数 量 | 袋 数 | 数 量 | 未 引 取 数 量 D = A - B | | 工 場 在 庫 数 量 E = B - C | | |
| | | | | | | | 袋 数 | 数 量 | 袋 数 | 数 量 | |
| | | kg | | kg | | kg | | kg | | kg | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |

(注) 1 契約種別、種類別又は用途別に別葉とする。

2 特別売買契約ごと又は用途ごとの保管を要しない場合は原料タンク別に別葉とし、上部欄外に原料タンク名を明記し、備考欄に契約番号を記入する。

別紙様式 4 - 1 (単体飼料用)

加工及び加工品受払台帳 (単体飼料用 小・大麦)

| 年月日 | 加工数量 | | 生産量 | | | | | | | 販売(出庫)量 | | | | | 在庫量 | | | | | 備考 | |
|-----|------|---------|-----|----|----|----|----|---------|---------------|---------|----|----|----|----|-----|----|----|----|----|----|----|
| | | | 加工品 | | | 外皮 | | | | 加工品 | | | 外皮 | | 加工品 | | | 外皮 | | | |
| | 袋数 | 数量 A | 量目 | 袋数 | 数量 | 量目 | 袋数 | 数量 B | $\frac{B}{A}$ | 量目 | 袋数 | 数量 | 量目 | 袋数 | 数量 | 量目 | 袋数 | 数量 | 量目 | | 袋数 |
| | | kg | kg | | kg | kg | | kg | | kg | | kg | kg | | kg | kg | | kg | kg | | kg |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

- (注) 1 契約種別又は種類別に別葉とする。
 2 生産量、販売(出庫)量及び在庫量は、加工形態別に記入する。
 3 単体小麦ふすま混合飼料の原料に使用する加工品については、他の加工品と区分し、備考欄に「単体小麦ふすま混合飼料用」と記入する。

別紙様式 4 - 2 (配合飼料用)

加工及び加工品受払台帳 (配合飼料用 小・大麦)

| 年 月 日 | 加 工 数 量 | | 製 品 生 産 数 量 A | | | | 製 品 販 売 (出 庫) 数 量 B | | | | 製 品 在 庫 数 量 C = A - B | | | | 備 考 |
|-------|---------|-----|------------------|-----|-----|-----|--------------------------|-----|-----|-----|--------------------------|-----|-----|-----|-----|
| | 袋 数 | 数 量 | 銘 柄 | 量 目 | 袋 数 | 数 量 | 銘 柄 | 量 目 | 袋 数 | 数 量 | 銘 柄 | 量 目 | 袋 数 | 数 量 | |
| | | kg | | kg | | kg | | kg | | kg | | kg | | kg | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |

- (注) 1 「銘柄」欄は、飼料用輸入麦を使用して生産した配合飼料の銘柄を記入する。
 2 契約種別又は種類別に別葉とする。

別紙様式 4 - 3 (単体小麦ふすま混合飼料用)

加工及び加工品受払台帳 (単体飼料用小麦)

| 年月日 | 製品生産数量 A | | | | | | | 製品販売 (出庫)数量 B | | | 製品在庫数量 C = A - B | | | 備考 |
|-----|-------------------|-------------------|------|-----------|------|----|----|---------------------|----|----|---------------------|----|----|----|
| | 加工 (ばん砕) 数量 | 一般 ふすま 使用数量 | 混合割合 | | 製品数量 | | | | | | | | | |
| | 数量 | 数量 | 加工品 | 一般 ふすま | 量目 | 袋数 | 数量 | 量目 | 袋数 | 数量 | 量目 | 袋数 | 数量 | |
| | kg | kg | % | % | kg | | kg | kg | | kg | kg | | kg | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |

- (注) 1 「銘柄」欄は、飼料用輸入麦を使用して生産した配合飼料の銘柄を記入する。
 2 契約種別又は種類別に別葉とする。
 3 一般ふすまの購入伝票、在庫伝表等により、供給先名及び供給年月日等を備考欄に記入する。

別紙様式 5

飼料用原料表保管台帳

産地銘柄名

| 原料 タンク名 | 受入年月日 | 受入数量 A | 加工数量 B | 在庫数量 $C = A - B$ | 委託に関する事項 | | | | 備考 |
|------------|-------|-----------|-----------|---------------------|----------------|-------|------------|------|----|
| | | | | | 買受人名 (契約番号) | 積来本船名 | 出庫 サイロ名 | 委託数量 | |
| | | kg | kg | kg | | | | kg | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

(注) 原料タンク別に別葉とする。